滋賀地域交通計画
【参考資料】

新たな税のふさわしい制度中間答申および機械的試算

滋　税　審　第　５　号
令和８年(2026 年)３月４日

滋賀県知事　三日月　大造　様

滋賀県税制審議会
会長　諸富　徹

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度について(中間答申)

令和７年 11 月 26 日に貴県が諮問された「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度」に対して、当審議会はこれまで２回にわたり審議してきた。地域交通に係る施策のための財源の一つとして検討されている新たな税について、貴県はこれまで県民との対話を丁寧に進めており、滋賀地域交通計画（以下「計画」という。）の素案に対する県民政策コメント（パブリックコメント）には 300 件を超える意見が寄せられるなど、地域交通の維持・充実をどのように実現するのか、また、そのための施策に要する費用をどう賄うのか、賛否含め県民が当事者意識をもって議論に参加する気運が高まってきたものと評価する。

貴県では、今年度末に計画を策定し、令和８年度から施策を進めていく予定となっているが、施策を円滑に実施し、滋賀地域交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）で目指す地域交通の姿を実現するためには、施策実施の財源について、計画の策定後も引き続き丁寧に議論を重ねていくべきである。その議論の熟度を上げるべく、これまでの審議を踏まえた現時点における当審議会の考えについて、下記のとおり中間的に答申する。

貴県におかれては、引き続き県民等との対話を重ね、立場の違いを超えて相互理解を深め、合意形成に努めていただきたい。

記

１　移動を支えるための施策の財源を新たな税に求めることの意義

地域交通は、県民の暮らしや経済を支える基盤である。地域交通によって、県民は、自家用車以外に、生活に必要なサービスに到達するための手段を持つことができ、安心や暮らしやすさを享受できる。また、企業は、雇用や誘客において集積の利益を享受できる他、自家用車から地域交通への転換がもたらす渋滞の緩和は、物流における近年の諸課題の解決にも寄与する。

我が国の地域交通は、これまで利用者負担や交通事業者による独立採算を前提として

運営されてきたが、人口減少、少子高齢化がもたらす将来の人口分布下においては、これまでのような考え方では維持することが困難となっており、仮に地域交通が維持されなくなると、人口流出により地域の活力が失われていくことが予想される。

このように、地域交通の維持・充実による移動手段の確保には、より良い暮らしの実現や地域経済の活性化のための公共サービスの供給という側面があること、また、自動車利用による環境負荷を軽減し、CO_2ネットゼロ社会づくりを進める観点からも、行政が一定の責任を負うべきであり、既に一定の公費が投入されているところであるが、地域交通の課題を解消するには至っていない。そこで、採算的に維持や実現が困難な路線やサービスであっても、地域住民の生活の保障や生活の質の向上に必要なもの、また、県経済への裨益が期待できるものについては、県民や県内企業との丁寧な対話を通じて理解を得た上で、さらに公費を投入し、持続可能な地域交通を実現することが必要である。

一方で、地域交通は地域に欠かせない社会インフラであるにもかかわらず、道路などと異なり、国費や地方交付税等の安定的な財源が十分に確保されていない状況にある。事業の継続性を担保し、地域交通の維持・充実に中長期を見据え戦略的に取り組むためには、地域交通のための施策に使途を限定した安定的な財源を確保することが重要である。

なお、令和７年 10 月 20 日に答申した「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方について」（以下「令和７年 10 月答申」という。）において述べたように、利便性の高い地域交通が存在することによる便益は、単に利用者のみが受益するものではなく、どの世代にも便益が及び、社会全体の価値の向上に貢献する。そのため、費用を賄う手段の選択肢の一つである新たな税のあり方やその使い方に対する議論には、現に地域交通を利用している人もそうでない人もともに参加することが重要である。議論を通じて、県民の地域交通への意識・関心が高まるとともに、地域交通が地域コミュニティを支える基盤であることへの理解が深まり、ひいては地域コミュニティの再生・再構築を考えるきっかけとなることが期待される点も意義の一つとして挙げられる。

２　新たな税の使途

(1) 新たな税のふさわしい使途について

新たな税の使途については、令和４年４月 20 日に答申した「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について」（以下「令和４年４月答申」という。）において、将来の地域交通の姿を描き、そのために必要な手段となる施策に充当されることになると述べた。

貴県では、県民との対話を重ね、令和６年３月に策定したビジョンにおいて、目指す地域交通の姿を、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」と描いた。そして、計画は、ビジョンの実現に向けたアクションプランであることから、新たな税は、計画に基づく施策に充当されるべきである。その中でも、令和７年 10 月答申において述べたように、新たな負担に対応する受益を明確化するた

め、県民が実現したい暮らし方と整合しつつ、地域の実情を踏まえた地域交通の充実のための施策に充当することが望ましい。加えて、負担に対する県民の納得や期待が得られる事業であることを使途の要件とすることも考えられる。

なお、現在の地域交通を漫然と維持するのではなく、必要に応じて再編・合理化を進めるなど、地域の実情にあった適切な交通体系とすることが必要である。

(2) 税収の一部を市町に交付することについて

ア　税収の一部を市町に交付する事業の要件

税収を市町に交付する場合の考え方については、令和４年４月答申において、①ビジョンの実現に資するものか効果検証が可能なものであること、②単に各市町の区域内における効果を持つに留まるのではなく広域的な効果をもつこと、③政策形成過程において住民参加による議論を経て使途が決定される仕組みが設けられていることの３点を踏まえたものとする必要性について述べた。

新たな税は、県税として徴収し、計画に基づく施策に充当されるべきものであること、また、市町が実施する事業は、市町が住民との対話を通じて明らかにしたニーズに適合することが求められることから、税収の一部を市町に交付する事業の要件としては、次の点を基本としつつ、引き続き検討が必要である。

(ｱ) ビジョンおよびそのアクションプランである計画との整合性

(ｲ) 市町が策定する地域公共交通計画との整合性

(ｳ) 市町の地域公共交通計画の策定・見直しプロセスにおける住民参加の仕組みの設定

イ　税収の一部を市町に交付する場合の方法

税収の一部を市町に交付する場合の方法については、次の二つが考えられる。

(ｱ) 譲与税のように一定の基準により配分する方法

(ｲ) 事業単位で補助する方法

また、必ずしもどちらかというわけではなく、両方の組み合わせということも考えられる。

交付の方法および一定の基準を用いる場合の指標等については、引き続き検討が必要である。

ウ　市町間連携の促進

人の移動は各市町の区域内に留まらないことから、市町域を超えたネットワークを形成することが重要である。税収の一部を市町に交付する場合に、市町域を超えたネットワーク形成に資する連携を進めている市町への加算など、連携を促進する仕

組みについても検討することが必要である。

3　新たな税の課税方式および税率

(1) 県税の超過課税方式を基本に検討することについて

新たな税の課税方式については、令和４年４月答申において、地域公共交通の維持・充実による受益が、単にその利用者だけではなく、幅広く及ぶことを踏まえ、既存税目に対する超過課税方式から検討することを提案した。

新たな税が、貴県の計画に基づく施策に充当されるのであれば、県税の超過課税を基本とすべきである。

(2) 超過課税の対象税目と税目間のバランスについて

これまでに当審議会で議論してきたように、利便性の高い地域交通がもたらす便益が地域交通を利用する人も利用しない人にも、またあらゆる世代に及ぶことを踏まえると、その施策に要する費用はみんなで広く薄く分かち合う仕組みが望ましい。「１ 移動を支えるための施策の財源を新たな税に求めることの意義」で述べたように、利便性の高い地域交通が存在することによりもたらされる便益は個人・法人問わず広く及ぶことから、新たな税の制度の方向性の検討に当たっては、個人だけでなく、法人も課税対象とすることが適当である。例えばフランスでは、公共交通がもたらす集積の利益を地域社会に還元することを根拠に、地域内の企業に負担を求める形で交通税（Versement Mobilité）が導入されている。

なお、制度設計に当たっては、単なる負担増ではなく、より良い暮らしの実現に向けた将来への投資的要素を持つことを丁寧に説明していくべきである。

ア　対象税目について

(ｱ) 個人への課税について

移動という誰もが関係のあるニーズを支えるためには、なるべく広く薄く分かち合う仕組みが望ましく、その点からは、地域社会の費用を県民が広く分担する性格をもつ個人県民税均等割への超過課税がふさわしい。他方、貴県は既に琵琶湖森林づくり県民税として、他府県よりも比較的高い水準で均等割への超過課税を実施していることから、更なる超過課税によって、税負担の逆進性を高めてしまう点に課題がある。

また、担税力に応じて課税する同税所得割への超過課税も考えられるが、その場合、負担が現役世代に偏ってしまうおそれがある。

個人への超過課税の対象税目については、これらの課題を踏まえつつ、引き続き検討が必要である。

（ｲ）法人への課税について

法人も地域社会を構成する一員であり、法人にも課税を考えるのであれば、法人県民税均等割への超過課税が適当である。一方で、貴県は既に琵琶湖森林づくり県民税として、他府県と比較して高い水準で法人県民税均等割に超過課税を実施していること、また、均等割は赤字でも納税義務があることから、特に赤字の中小法人にとって過度な税負担となるおそれがあることに留意する必要がある。

上記の課題を乗り越えるために、地域交通の充実による法人への受益が地域経済の活性化によるものであることに着目し、法人が行う事業活動に対して課税する法人事業税への超過課税とすることも考えられる。その際、法人も地域社会を構成する一員であり、必要な費用を広く分かち合うという観点を重要視し、中小法人にも課税する仕組みとすることが望ましい。この場合、地域交通の充実が地域経済にもたらす便益について丁寧に説明し、理解を得ることが必要となる。

また、法人県民税法人税割を対象とすることも考えられる。貴県では、既に標準税率＋0.8%の超過課税を実施していることから、この場合、超過課税の税率を引き上げる方法と、一定の中小法人に対して実施している不均一課税の要件を厳格化し、超過課税の対象を広げる方法が考えられる。しかし、法人税割には標準税率＋1.0%の制限税率が設けられていること、また、現在の不均一課税の対象法人は超過課税対象法人と比較して税収規模が小さいことから、いずれの場合でも、大きな税収は期待できない点が課題となる。

法人への超過課税の対象税目は、これらの課題を踏まえつつ、引き続き検討が必要である。

イ　税率

税率は、税を充当する施策の規模および超過課税の税目とそれらのバランスによって、自ずと決まってくる。

（ｱ）施策の規模

今後の具体的な検討を経て税のふさわしい使途について合意形成が図られればその施策の規模を踏まえ、国費の獲得や、不断の事業見直し等を通じた財源の捻出等の状況も鑑み、必要な税収規模を定めていくことになる。

（ｲ）個人・法人間のバランス

個人・法人をともに課税対象とする場合の個人と法人の分担割合については引き続き検討が必要であるが、例えば次のようなアプローチが考えられる。

ａ 新たな税により実施する施策による個人・法人の受益を考慮

通勤、買い物、観光など、地域交通を利用した人の移動は、雇用や売上などの

面で経済活動と密接に関連しており、その意味では、あらゆる人の移動が個人と法人それぞれに受益しうると言える。一方で、それぞれの受益の度合いを定量的に測定することは困難であるため、地域社会に欠かすことのできない重要な社会インフラである地域交通の維持・充実に要する経費は、ともに地域社会の一員である個人と法人が同程度に負担するという考えに立ち、個人・法人の分担割合を１：１とすることも考えられるのではないか。

ｂ 現行の税制における個人・法人の分担割合を考慮

このアプローチは応能的な考え方に立脚していると言える。そこで、この考え方を取る場合は、地方税のみで考えるよりも、国税を含めた個人と法人の所得課税の分担割合（令和３～５年度決算の平均で３：２）を用いることが適当ではないか。

(3) 税負担の適正性等について

税や社会保険料の負担感が社会問題になっている昨今の社会情勢を踏まえると、新たな税の制度の方向性が示された後には、それにより新たに生じる負担の適正性を慎重に検討する必要がある。検討に当たっては令和７年 10 月答申のとおり、負担とそれにより生じる便益を一体的に評価することが必要であり、新たに実施される施策によって減らせる費用や負担があるのではないかという視点が重要である。上述のさまざまな論点を整理した上で、税負担の適正性について検討することが必要である。

以下の４～６については、新たな税が導入されることとなった場合に詳細を検討すべき論点であるが、現時点での当審議会の考えを示す。

４　税収および使途の管理の手法

新たな税の税収や使途の管理手法については、令和４年４月答申において、会計上明確に区分して管理するとともに、超過課税を実施している事実について十分に周知し、県民の認知度を向上させることによりコスト意識を持ってもらうことが肝要であると述べた。

貴県で実施している県民税均等割への超過課税である琵琶湖森林づくり県民税においては、税収を会計上明確に区分する方法として基金を活用しており、特段の問題等は生じていないことから、新たな税においても基金により税収およびその使途を管理することが適当である。

５　効果検証手法

(1) 県民・県内企業に分かりやすく便益を示すための効果検証手法について

令和７年 10 月答申において、地域交通がもたらす便益を県民に分かりやすく提示し、

県民一人一人が認識でき、政策効果を定量的に検証する仕組みが必要であると述べた。

新たな税の効果検証については、滋賀地域交通活性化協議会による計画の評価、見直しプロセスを通じた施策の効果検証を踏まえて、当審議会において税としての効果検証を行うことが適当である。

(2) 効果検証のプロセスに県民が参加する仕組みについて

計画策定に当たって、貴県は当審議会が提唱した参加型税制の理念に基づき、県民との対話を重ねて、施策と財源の議論を並行して進めてきた。

効果検証や見直しの段階においても、学識経験者や交通事業者だけでなく、県民が参加する仕組みについて、引き続き検討することが必要である。

6　新たな税の見直し時期

新たな税の使途が、計画に基づく施策を対象とするのであれば、計画の見直しの検討時期に合わせて、新たな税の見直しを検討することが適当である。

新たな税の見直しに当たっては、施策の効果や計画を取り巻く状況等を踏まえることが必要である。

滋賀県税制審議会中間答申を踏まえた新たな税の検討状況

1　趣旨

・滋賀県税制審議会から令和８年３月４日にいただいた「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度について」の中間答申を踏まえ、新たな税に係る今後の議論の熟度を高めるための材料として提示
・これをもって、新たな税の導入や新たな税の制度を決定するものではない

2　使途

・滋賀地域交通計画に基づく施策を前提とした上で、具体的な範囲は、県民の皆さまと議論を重ね、引き続き検討

3　市町への交付

・対象事業の要件や交付の方法等については、市町の意見を聞きながら引き続き検討

4　課税方式

・県税への超過課税方式で検討

5　超過課税の対象税目

・個人・法人がともに課税対象、具体的には次の税目を検討
　個人：個人県民税均等割と同税所得割の組み合わせ　／　法人：法人県民税均等割、同税法人税割または法人事業税

6　税率

・税収規模は引き続き検討
・個人と法人の税収割合は１：１または３：２をベースに引き続き検討

➡ 税収規模に応じた税率の機械的試算は次ページ

7　その他

・税収・使途の管理、効果検証、見直し時期等は、新たな税を導入することとなった場合に詳細を検討

（参考）税収規模に応じた税率の機械的試算

個人

■ 個人県民税均等割（現在の税率：1,800円（※））

税収規模	税率（年間税額）
３億円	400円（現在の税率の22.2%相当）
５億円	700円（現在の税率の38.9%相当）
10億円	1,400円（現在の税率の77.8%相当）
20億円	2,700円 （現在の税率の150%相当）

※ 標準税率1,000円＋環境重視・県民協働の森林づくりを展開するための超過課税（琵琶湖森林づくり県民税）800円

■ 個人県民税所得割（現在の税率：４%）

税収規模	税率	年収（給与収入）ごとの年間税額（概算）				
		200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
３億円	0.023%（現在の税率の0.6%相当）	100円	300円	600円	1,000円	1,400円
５億円	0.04 %（現在の税率の１%相当）	200円	600円	1,200円	1,700円	2,500円
10億円	0.08 %（現在の税率の２%相当）	400円	1,300円	2,400円	3,500円	5,000円
20億円	0.16 %（現在の税率の４%相当）	900円	2,700円	4,800円	7,100円	10,000円

注：税額の概算は単身の給与所得者を想定。所得控除は一定の社会保険料控除および基礎控除のみを勘案。その他の所得控除や税額控除の適用状況により、税額は変動します。

■ 法人県民税均等割

税収規模	税率	資本金等の区分ごとの税率（年間税額）				
		1,000万円以下	1,000万円超 １億円以下	１億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
	A：現在の税率（※）	22,200円	55,500円	144,300円	599,400円	888,000円
３億円	Aの17.1%相当	3,800円	9,500円	24,700円	102,600円	152,000円
５億円	Aの28.8%相当	6,400円	16,000円	41,600円	172,800円	256,000円
10億円	Aの58.6%相当	13,000円	32,500円	84,500円	351,000円	520,000円
20億円	Aの116.2%相当	25,800円	64,500円	167,700円	696,600円	1,032,000円

※ 標準税率＋標準税率11%相当額（琵琶湖森林づくり県民税）

■ 法人県民税法人税割

【資本金１億円超または法人税額年2,000万円超の法人（現在の税率1.8%）】

税収規模	税率
３億円	0.2%（現在の税率の11.1%相当）

【上記以外の法人（現在の税率1.0%）】

税収規模	税率
３億円	1.0%（現在の税率の100%相当）

注：法人県民税法人税割の制限税率は2.0%（標準税率1.0%＋1.0%）

■ 法人事業税

税収規模	税率
３億円	現在の税率の0.4%相当
５億円	現在の税率の0.7%相当
10億円	現在の税率の1.3%相当
20億円	現在の税率の2.7%相当

注：法人事業税は法人の規模や業種等によって課税標準や税率が細かく区分されるため、ここでは現在の税率に対する割合のみを記載